

西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る
民間活力導入可能性調査等業務委託

企画提案仕様書

令和8年3月30日

西原町教育委員会 教育部 教育総務課

1. 業務名：西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館等整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託

2. 業務目的

- ・西原東小学校改築整備に係る民間活力導入可能性調査
- ・西原東小学校敷地内へ西原東児童館移設計画の基本構想業務並びに民間活力導入可能性調査
- ・西原小学校敷地内の既設プール解体並びに当該跡地に西原児童館移設計画の基本構想業務及び小学校用外部トイレ・倉庫の新設計画並びに民間活力導入可能性調査

上記の業務内容を目的とする。本業務委託では施設の整備にあたり、官民連携手法による整備の可能性等を調査するものである。

本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用していることから、本業務委託の成果目標として、定性的な指標を設定するものとする。

また、官民連携手法の導入を視野に入れた施設のあり方や整備・運営方針等を整理するとともに、本業務委託計画を策定し、今後の展開に資することを目的とする

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

4. 業務内容

本業務委託は、次に掲げる内容を実施する。

(1) 現状の整理

※西原東小学校及び西原東児童館・西原児童館の現状等の資料については、別添参考資料1～9を参照)

ア. 対象施設に係る経緯の整理

西原東小学校改築基本計画や西原町公共施設等総合計画（どちらも西原町ホームページ参照）に係るこれまでの検討状況や町の上位計画等を整理し本事業の概要を整理。

イ. 西原東児童館並びに西原児童館の概要の整理

両児童館の種別・機能、特徴は厚生労働省ホームページの「児童館について」の「小型児童館」を想定している。西原町の上位計画等を整理し、児童館の事業概要を整理します。

ウ. 対象施設をとりまく現状の整理

対象施設に関係する計画、規制、マーケット状況を整理（都市計画、法・規制等の整理）

(2) 各児童館の整備方針の検討

- ア. 構想方針検討における意見聴取
各児童館整備方針検討における各関係機関などの意見聴取の手法の整理し、実施する。
- イ. 西原東児童館並びに西原児童館の役割の整理
上記(1)を整理した現状を踏まえ、新設する児童館に求められる役割を整理する。
- ウ. 西原東児童館並びに西原児童館に求める必要や諸室の整理
両児童館に求める機能を整理、また必要機能を踏まえ、諸室の整理を行う。

(3) 事業スキームの検討

- ア. 対象施設に求める機能の検討
現計画に基づき対象施設敷地内に町が併設を検討する機能を検討。
また、必要機能を踏まえた対象施設敷地内での配置範囲のイメージを検討
- イ. 官民間業務の分担方針の整理
必要機能の設置に向けた官民間の役割分担の整理。
民間への負担内容や求めるものを整理した上でPPPスキームの検討

(4) マーケットサウンディングの調査

- ア. 事業者意向調査（地元企業を含む）
類似実績を有する事業者及び本事業に関心を示すと想定される事業者に対してサウンディングの実施

(5) 参考事例の調査

- ア. 類似事例の調査
事業内容や事業スキームにおいて参考となると考えられる先行事例の整理

(6) 事業計画のとりまとめ

- ア. 調査結果を踏まえた事業計画案のとりまとめ
サウンディング等を踏まえ民間活力導入方針として整理
- イ. 対外発信を想定した整理
- ウ. 概算事業費の検討
- エ. 概算管理運営費の検討
参考になると考えられる先行事例を踏まえ、事業計画案、施設規模などから概算の管理運営費を検討
- オ. 概算事業費及び事業スキームの基づくVFMの算定
- カ. 本事業運営開始までの事業スケジュールの整理

(7) 課題と対応策、今後の方針の整理

- ア. 課題と対応策の整理
- イ. 事業スケジュールを踏まえた今後の対応事項の整理

(8) 打ち合わせ協議

本業務委託を円滑に遂行するため、上記各項目の実施にあたり、「打ち合わせ協議」を行うこと。また、打ち合わせ協議ごとに議事録を取り提出すること。

5. 成果品について

本業務委託が完了した時は、成果品を以下のとおり作成すること。

- (1) 報告書（本編） … 20部
- (2) 報告書（概要版） … 15部
- (3) 上記電子データ（CD-R） … 一式

※ 報告書（本編及び概要版）は、本町が編集可能な形式で作成すること。また原則としてA4縦型左綴じ製本とすること。

※ 電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、本町の了解を得るものとする。

6. 留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

本業務委託の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、西原町個人情報保護条例（平成12年西原町条例第2号）の規定を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務について

受託事業者は、本業務委託を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

(3) 所有権等について

本業務委託で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は本町に帰属するものとする。また受託事業者は、著作権者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

ア. 成果品納品後に発生した受託事業者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。

イ. 他にこの仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7. 担当部署

西原町教育委員会 教育部 教育総務課 担当 玉城（内線2202）

所在地：〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

T E L : 098-945-3655 F A X : 098-946-6770

E-mail : kyouiku_soumu@town.nishihara.okinawa.jp